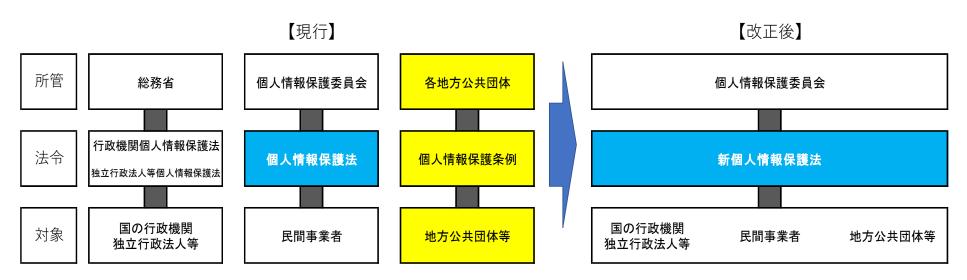
個人情報保護制度の概要について

1. 個人情報保護法の改正及び法施行条例の制定の背景

- ○社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データの流通」の両立を図るため、国の行政機関、民間事業者、地方公共団体等における個人情報の取扱いのルールの統一化を図るため、個人情報の保護に関する法律(以下「保護法」という。)が 改正された。
- ○本市における個人情報の取扱いは、和泉市個人情報保護条例(平成11年制定)に基づき運用してきたが、令和5年4月から保護法に基づく運用となるため同条例は廃止の方針とする。
- ○保護法の規定に基づき、市が独自に定めるべき事項について、新たに「和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定する方針とする。

<体系イメージ>



2. スケジュール

個人情報保護関連例規の整備に向けたスケジュール(案)

	令和4年(2022年)			令和5年(2023年)										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
2 M = 16 +														
条例案作成				条例案	L E作成								条例施	i i行
関係規程等整備														000000000000000000000000000000000000000
個人情報保護 審査会				• •	-									
パブリックコメント						*ブリック	コメント					広報周知		
議会			●協議会報告	±				条位	● 列改正案提	出				

3. 今回の改正を受けての市の取り組み方針

社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立を図るという今回の改正の趣旨を鑑み、民と官、官と官の間のルールの統一化を図る必要があることから、国の運用ルールに基づき、原則対応していくものとする。

ただし、法の趣旨を損なうことなく、地域の特性に応じ、特に定める必要のある事項や現行の運用を維持する必要がある事項 については、法施行条例において条例事項として定める方針とする。

4. 法施行条例で定めることができる事例等

- (1)条例で定める必要がある事項
 - ①開示請求の手数料の金額 <法第89条第2項>
 - ②行政機関等匿名加工情報の手数料の金額 <法第119条第3項>
- (2) 条例で定めることができる事項
 - ①「条例要配慮個人情報」を定めること <法第60条第5項>
 - ②個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表について <法第75条第5項>
 - ③情報公開条例と保護法の不開示情報の調整を行うこと <法第78条第2項>
 - ④開示決定の期限に関すること <法第108条>
 - ⑤地方公共団体の内部管理に関わる規定
- (3) 条例で定めることが許容されない事項
 - ①個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定
 - ②要配慮個人情報、条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定
 - ③オンライン結合に特別の制限を設ける規定
 - ④目的外利用・提供を行う場合に審査会等の諮問を要する旨の規定

5. 個人情報保護法と和泉市個人情報保護条例の比較について

項目	個人情報保護法(新法)要旨	和泉市個人情報保護条例(現行)要旨	比較点等
(1)適用対象	第1章 総則	第1章 総則	・地方公共団体は、保護法
	第2章 国及び地方公共団体の責務等	第2章 実施機関が取り扱う個人情報の	の行政機関等向けの規
	第3章 個人情報の保護に関する施策等	保護	定(第5章)が適用され
	第4章 個人情報取扱事業者等の義務等	第1節 実施機関等による個人情報の管理	る。
	第5章 行政機関等の義務等	第2節 個人情報の開示等の請求等	・市立総合医療センター
	第1節総則	第3節 審査請求等	における個人情報の取
	第2節 行政機関等における個人情報等	第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護	得・利用・提供について
	<u>の取扱い</u> 第3節 個人情報ファイル	第4章 雑則	は、医療・学術分野での
	第 4 節 開示、訂正及び利用停止	第5章 罰則	データの利活用につい
	第 5 節 行政機関等匿名加工情報の提供等	附則	て、民間事業者向けの
	第6節 雑則		規定(第4章)が適用
	第6章 個人情報保護委員会		される。(開示請求、個
	第7章 雑則		人情報保護ファイルに
	第8章 罰則		ついては第 5 章が適
	附則		用)
		(字按)	・地方議会は、国会と同様
	○行政機関等	○実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平	に保護法が適用されな
	行政機関、地方公共団体の機関(議会を除	委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評	V, ο
	く。)、独立行政法人等、地方独立行政法人	安貞云、監直安貞、辰杲安貞云、固足貞崖計 価審査委員会、水道事業、公共下水道事業及	
		び公共浄化槽事業の管理者の権限を行う市	
		長、消防長並びに議会をいう。	

項目	個人情報保護法(新法)要旨	和泉市個人情報保護条例(現行)要旨	比較点等
(2)定義	①個人情報<第2条第1項> 生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。)又は個人識別符号が含まれるもの ②要配慮個人情報<第2条第3項> 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯	①個人情報 <第2条第1号> 個人に関する情報であって、特定の個人が 識別され、又は識別され得るもの ②要配慮個人情報	保護法では、「生存する個
	本人の人権、信果、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報	・ただし、センシティブ情報(要注意情報) として原則収集してはならないことを規	はなく、個人情報ファイ
(3)個人情報の	<法第61条、第62条、64条>	<第8条第1項、第3項>	保護法では、個人情報の
保有の制限	○法令等の定める所掌事務又は業務の遂行	○目的を明確にし、必要な範囲内で収集	保有は、法令等の定める
(収集の制	に必要な場合に保有を限定	○本人収集の原則	事務遂行に必要な場合で
限)	○利用目的の必要な範囲で保有	<例外>	あって目的達成に必要な
	○本人から書面で個人情報を取得するとき	・本人同意があるとき	範囲に限定されており、
	は原則として利用目的を明示	・法令、条例に定めがあるとき	「本人外収集の制限規

項目	個人情報保護法(新法)要旨	和泉市個人情報保護条例(現行)要旨	比較点等
	○偽りその他不正の手段により取得しては	・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で公	定」はない。本人収集の原
	ならない。	益上特に必要な場合 等	則は、不正の手段による
			取得の禁止に含まれる。
(4)個人情報の	<法第 69 条>	<第9条第1項>	全国統一的な個人情報保
利用・提供	○法令に基づく場合を除き、目的外利用や提	○事務の目的以外に利用・提供してはならな	護制度の構築という法改
	供してはならない。	lv.	正の趣旨から、例外規定
	<例外>	<例外>	としての「審査会への諮
	・本人同意がある、本人提供するとき	・本人同意がある、本人提供するとき	問」の規定がなくなる。
	・法令に定める事務に必要な限度で内部利用	・法令、条例に定めがあるとき	
	する場合で「相当の理由があるとき」	・出版、報道等により公にされている情報	
	・提供先の国・自治体が利用することに「相	・生命、財産の保護のため、緊急かつやむを	
	当の理由」があるとき	得ないとき	
	・専ら統計、学術研究の目的で提供するとき、	・内部で利用し、権利利益を不当に侵害する	
	提供が明らかに本人の利益になるとき、提	おそれがないとき	
	供に「特別の理由があるとき」	・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で公	
		益上特に必要な場合	
(5)管理	<法第66条、68条>	<第 11 条>	保護法では、漏えい事案
	○個人情報の漏洩等の防止のため、安全管理	○取扱事務の目的達成に必要な範囲で、個人	が生じた場合は、個人情
	の必要かつ適切な措置を講じる。	情報を正確、最新の状態に保つ。	報保護委員会へ報告を行
	○一定の漏洩等が発生した場合、個人情報保	○個人情報の漏洩等の防止のため、適切な措	う。
	護委員会へ報告し、原則として本人へ通知	置を講じる。	
		○保有する必要がない個人情報を確実、速や	
		かに破棄、消去する。	

項目	個人情報保護法(新法)要旨	和泉市個人情報保護条例(現行)要旨	比較点等
(6)電子計算機	※オンライン結合に際して審査会へ諮問す	<第 10 条>	条例でオンライン化や電
の結合の禁	る規定はない。	○随時、電子計算機によりオンラインで結合	子化を伴う個人情報の取
止(オンライ	・オンライン化に特化した特則を設けること	することを禁止	扱いを特に制限すること
ン結合の禁	なく、安全管理措置や第三者提供の制限等	<例外>	は許容されない。
止)	に関する規定を適正に運用することで保	審査会の意見を聴いた上で、公益上必要か	
	護を図る趣旨	つ権利利益の侵害がない場合	
(7)個人情報フ	<法第60条第2項、第74条、第75条>	<第7条>	・法定の個人情報ファイ
アイル簿	○システムや名簿ごとに「個人情報ファイル	○個人情報を取り扱う事務ごとに「個人情報	ル簿を作成、公表が必要
	簿」(単票)を作成し、公表	取扱事務登録簿」を作成(市役所で閲覧)	【検討項目2】
	○システムや名簿の名称、利用目的、記録項	○事務の名称、目的、記録項目、収集先・方	・個人情報ファイル簿と
	目、収集方法、要配慮個人情報の有無、経	法、電算処理の有無 などを記載	は別の帳簿の作成・公表
	常的な提供先、などを記載		を条例で定めることは可
	○1000 人未満のシステムや名簿、1 年以内に		能。
	消去される情報のみの記録等は対象外		
(8) 開示·訂正·	○開示請求 (第 76 条)、訂正請求 (第 90 条)、	○開示請求(第20条)、訂正請求(第23条)、	【検討項目3】
利用停止請	利用停止請求(第 98 条)ができる。	利用停止請求(第24条)ができる。	国の解釈・運用では、死者
求	○未成年者・成年被後見人の法定代理人のほ	○未成年者・成年被後見人の法定代理人も請	の個人情報の開示請求に
	か、任意代理人による開示請求等が認めら	求ができる。	ついて、死者情報がその
	れる。	○本人死亡の場合は、本人の遺族が請求でき	遺族の情報として整理で
		る。	きる場合は対応。
(9)開示請求に	<法第 78 条>	<第 21 条>	・保護法と市条例で表現
係る不開示	開示請求があったときは、次の情報を除	開示請求に係る個人情報が次に該当する	は異なるが、大きく運用
情報	き、開示しなければならない。	ときは、開示しないことができる。	が異なる文言はないと考
	①請求者の生命、健康、生活又は財産を害す	①法令等により開示することができない旨	えられる。

項目	個人情報保護法(新法)要旨	和泉市個人情報保護条例(現行)要旨	上較点等
	るおそれがある情報	明示されている個人情報	【検討項目4】
	②請求者以外の第三者に関する情報。ただ	②請求者以外の個人に関する情報で、当該個	・情報公開条例の不開示
	し、次の情報を除く。	人の正当な権利利益を侵害するおそれが	情報と条例で調整するこ
	イ 法令又は慣行として知ることができる	あるもの	とができる。
	情報	③市と国等の機関との協力関係又は信頼関	
	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護	係を著しく損なうおそれがあるもの	
	するため必要であるもの	④市等が行う取締り、監督、立入検査、許可、	
	ハ 公務員等の職務遂行情報のうち、当該	認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の	
	公務員等の職及び職務遂行の内容	事務事業の目的達成又は公正適切な執行	
	③法人等に関する情報で、法人等の権利、競	に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの	
	争上の地位その他正当な利益を害するお	⑤個人の評価、診断、判定、選考等に関する	
	それがあるもの、開示しないこととされて	情報で事務の適正執行に著しい支障を及	
	いるものその他の当該条件を付すことが、	ぼすおそれがあるもの	
	情報の性質や状況等に照らして合理的で	⑥個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の	
	あるもの	予防又は公共の安全等の維持に支障を及	
	④国の安全等に関する情報	ぼすおそれがあるもの	
	⑤公共の安全等に関する情報	⑦法人等に関する情報で、当該法人等の競争	
	⑥審議検討等に関する情報	上の地位その他正当な利益を害すると認	
	⑦次の事務事業に関する情報	められるもの(人の生命、身体、健康に危	
	イ 国の安全、他国との信頼関係	害を及ぼすおそれのある事業活動又は人	
	ロ 犯罪の予防、公共の安全と秩序維持	の財産、生活に重大な影響を及ぼす違法・	
	ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の	著しい不当な事業活動に関する情報を除	
	賦課若しくは徴収に係る事務	< ₀)	
	ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務	⑧その他公正かつ適切な事務事業の執行を	

項目	個人情報保護法(新法)要旨	和泉市個人情報保護条例(現行)要旨	比較点等
	ホ 調査研究に係る事務	妨げるおそれがあるもの	
	へ 人事管理に係る事務		
	ト 地方公営企業等に係る事業で企業経営		
	上の正当な利益を害するもの		
(10) 開示請求	○開示請求、訂正請求、利用停止請求に対す	○開示請求に対する決定は受理日から起算	【検討項目5】
等に対する	る決定は、請求日から <u>30 日以内</u> に決定	して開示請求は <u>15 日以内</u> 、訂正請求及び	開示請求に対する決定期
決定期限		利用停止請求の請求は30日以内に決定	間を条例で定めることが
			できる(法 108 条)
(11)手数料	<法 89 条第 2 項>	<第 32 条>	【検討項目6】
	○実費の範囲内において条例で定める額の	○開示等に係る手数料は、徴収しない。	手数料の額は条例で定め
	手数料を納めなければならない。	○写しの交付を受ける者は、写しの作成費用	る。
		を負担しなければならない。	/
(12) 行政機関	<法第2条第6項、第60条第3項、第111条>	規定なし	【検討項目7】
等匿名加工	・行政機関等匿名加工情報とは、個人情報フ		・提案募集は、当分の間、
情報	ァイルの個人情報を加工(削除、置き換え)		任意で実施(都道府県
	して、個人を識別できなくしたデータ		及び指定都市は対象)
	・新たな産業の創出、活力ある経済社会及び		・導入にあたり手数料の
	豊かな国民生活の実現を図ることを目的		額は条例で定める。
	に希望する民間事業者へデータを提供す		`
	る制度が創設		
	・手数料は、市と契約を行い、実費を勘案し		
	て政令で定める額を標準として定める。		

項目	個人情報保護法(新法)要旨	和泉市個人情報保護条例(現行)要旨	比較点等
(13) 個人情報	<法 156 条~159 条、第 166 条>	規定なし	
保護委員会	・委員会が保護法の解釈権限を持ち、地方公		
	共団体を監督する。		
	・個人情報の取扱いに疑義がある場合は委員		
	会へ助言を求める。		
(14) 個人情報	<法 105 条、第 129 条>	<第 46 条>	【検討項目8】
保護審査会	・開示等決定に対する審査請求について、行	・開示等決定に対する審査請求についての諮	・審査請求の諮問機関と
	政不服審査法第81条第1項又は第2項の諮	問する機関として設置	しては必置
	問機関の必置	・個人情報の目的外利用・外部提供、オンラ	・個人情報の専門的知見
	・個人情報の適正な取り扱いを確保するため	イン結合の例外規定の場合に諮問	は必要な場合に設置で
	専門的な知見に基づく意見を特に聴く必要	・個人情報の重要事項について調査審議、意	きる
	がある場合に機関を設置できる。	見具申する。	設置について検討
(15)罰則	①職員、受託業務従事者、派遣労働者(元職	①市、受託業者、指定管理者の職員(元職員	【検討項目9】
	員等を含む) が正当な理由なく個人の秘密	含む)が正当な理由なく、個人の秘密に係	・保護法と市条例の罰則
	の属する個人情報ファイルを提供したと	る個人情報の集合物(電子計算機を用いて	内容は、ほぼ同様の規
	き 2年以下の懲役又は100万円以下の罰	検索できるもの)を提供したとき 2年以	定となる。
	金<176条>	下の懲役又は100万円以下の罰金<48条>	・審査会委員に係る罰則
	②職員、受託業務従事者、派遣労働者(元職	②市、受託業者、指定管理者の職員(元職員	については、国は情報
	員等を含む)が知り得た情報を自己又は第	含む)が知り得た情報を自己又は第三者の	公開・個人情報保護審
	三者の不正な利益を図る目的で提供・盗用	不正な利益を図る目的で提供・盗用したと	査会設置法で規定
	したとき 1 年以下の懲役又は 50 万円以	き 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰	・独自に定める必要性に
	下の罰金<180条>	金<49条>	ついて検討
	③職員が職権乱用により職務以外の目的で	③職員が職権乱用により職務以外の目的で	\ <u> '</u>
	個人情報が記録された文書、図画、電磁的	個人情報が記録された文書、図画、電磁的	

項目	個人情報保護法(新法)要旨	和泉市個人情報保護条例(現行)要旨	比較点等
	記録を収集したとき 1年以下の懲役又は	記録を収集したとき 1年以下の懲役又は	
	50 万円以下の罰金<181 条>	50 万円以下の罰金<50 条>	
	④法人の代表者、代理人、従業員が業務に関	④法人の代表者、代理人、従業員が業務に関	
	する個人情報データベース等を自己又は	して①、②の違反したときは、行為者を罰	
	第三者の不正な利益を図る目的で提供し	するほか、法人等に対して罰金刑を科す。	
	たときは、行為者を罰するほか、法人にも	<49 条の 2>	
	罰金刑を科す 1億円以下の罰金<184条>		
	⑤①~③は日本国外において罪を犯した者	⑤①~④は和泉市外において罪を犯した者	
	にも適用する<183条>	にも適用する <51 条>	
	⑥偽りその他不正な手段により開示を受け	⑥偽りその他不正な手段により開示を受け	
	た者 10 万円以下の過料<185 条>	た者 5万円以下の過料<54条>	
		⑦不正な複製等の禁止に違反し、是正措置命	
		令に違反したとき 6月以下の懲役又は30	
		万円以下の罰金	
		不正な複製等の禁止に違反し、市長の報告・	
		立入検査に違反して報告を拒み、又は妨げ	
		たとき 30万円以下の罰金<52条>	
	〈情報公開・個人情報保護審査会設置法第 18 条〉		
	⑧審査会委員が守秘義務に違反して秘密を	⑧審査会委員が守秘義務に違反して秘密を	
	洩らしたとき 1年以下の懲役又は50万	洩らしたとき 3万円以下の罰金<53条>	
	円以下の罰金		